

5 分野別方針

5-1 土地利用



(1) 土地利用の基本的な考え方

- 本市の自然、地形、市街地形成の経緯、及び人口減少・少子高齢化の見通し等を踏まえ、将来にわたる便利で快適な市街地の形成や産業力の強化に向け、計画的な土地利用の誘導を図ります。
- 中心拠点や地域拠点では、都市機能の充実・集積を図ります。
- 住宅地や商業地では、地域の特性や住民の意向に沿った土地利用の誘導を図ります。
- 工業地では、産業力の強化に向けた土地利用の誘導を図ります。
- 農業・自然地区では、無秩序な開発を抑制し、自然環境や農地の保全を図ります。
- 新土地需要ゾーンでは、自然環境との調和を図りながら、新たな産業等の土地需要に対応します。
- 空き地・空き家の発生の抑制や適切な管理、有効利用を図ります。

(2) 土地利用の方針

① 中心市街地

- 公的サービス・商業・文化等の都市機能の充実により生活利便性の向上を図ります。
- 生活利便性の向上と多様な都市活動の創出のため、高度利用を図ります。
- J R 武豊線の連続立体交差事業とJ R 半田駅周辺土地区画整理事業により、中心市街地内の東西交通の円滑化と一体的な市街地の形成を推進し、住環境の向上と商業機能等の充実を図ります。
- 連続立体交差事業により創出されるJ R 武豊線の高架下空間の有効活用に向け、地区計画制度等により商業施設等の土地利用を図ります。
- 駅周辺の公共空間では、イベントや市民活動での有効的な活用を見据え、人が集い・歩きたくなる空間を整備し、賑わいの創出を図ります。

② 住宅地

- 低・中層住宅を中心に形成されている地区では、生活利便性の確保を図りながら、地域住民の意向に沿った土地利用の誘導により、良好な住環境の保全・形成を図ります。
- 住工混在がみられる準工業地域と工業地域では、住居系の土地利用の進行に合わせて用途地域の見直し等、適正な土地利用の誘導を図ります。
- 市街化調整区域内の既存の住宅地においては、住環境の保全を図るため、市街化区域への編入や地区計画制度の活用を検討します。
- 今後の人口動向を踏まえながら、新たな市街地の形成を検討します。

③ 商業地

- 駅利用者や地域住民等の生活利便性を確保するために必要な商業施設等の立地を促進します。
- 歴史・文化資源を有する地区では、資源を活かした賑わいの創出を図ります。

④ 幹線道路沿道地

- 主要幹線道路や都市幹線道路の沿道では、市民の生活利便性の向上を図るため、良好な住環境に配慮した上で商業施設等の立地を促進し、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。

⑤ 工業地

- 臨海部の既存工業地は、工業生産の活動拠点として位置づけ、衣浦港の機能拡充や主要幹線道路の整備により産業力の強化を図ります。

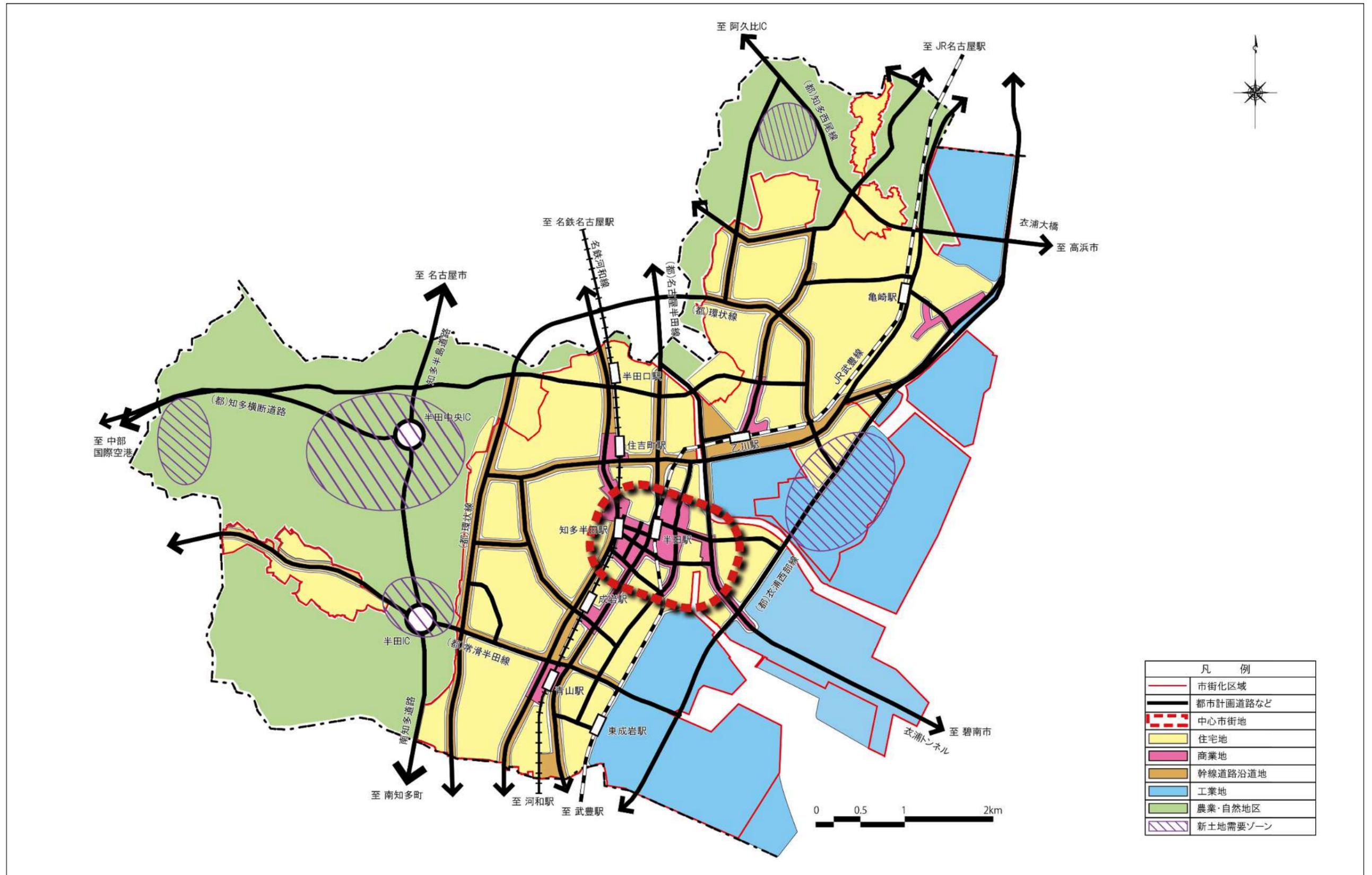
⑥ 農業・自然地区

- 優良農地は、担い手農家への農地集積等による再生を図ります。
- 既存の住宅地は、周辺と調和した緑豊かな住環境の形成を図ります。
- 樹林地、河川、ため池等の自然環境は、生物多様性に配慮しながら保全します。

⑦ 新土地需要ゾーン

- 市街化区域への編入や地区計画制度の活用等により、工業団地等の整備を促進します。
- 適正な開発誘導により、農地の保全や自然環境に配慮しながら必要に応じて新たな産業等の企業誘致を図ります。

■土地利用方針図



5-2 都市交通



(1) 都市交通の基本的な考え方

- 既存ストックを有効活用しながら、都市間・地域間の円滑な交通や、快適な生活環境を支える道路網を形成します。なお、都市計画道路の未整備区間については必要に応じて見直しを検討します。
- 計画的な道路整備や適切な維持管理により、交通の安全性の向上を図ります。
- 公共交通ネットワークの強化やパークアンドライドの推進により、過度に自動車に依存しない都市づくりを目指します。
- 社会情勢の変化に対応した公共交通体系の構築を図ります。
- 新技術を活用した安全で持続可能な交通サービスについて検討します。
- 半田病院の移転に伴い、アクセス利便性を確保するための施策を検討します。

(2) 道路種別ごとの方針

① 自動車専用道路

- 知多半島道路・南知多道路・知多横断道路は、本市と知多半島の他の市町及び中部国際空港への連絡や、伊勢湾岸自動車道に連絡し関東圏や関西圏をつなぐ役割を担っており、今後も適切な管理運営を促進します。

② 主要幹線道路

- 周辺都市や名古屋市、西三河地方等と結び、市街地への通過交通を抑制する役割を担うため、交通需要に応じた整備を促進します。

③ 都市幹線道路・地区幹線道路・補助幹線道路

- 市街地形成の骨格となる都市幹線道路等については、市街地内の円滑な交通を確保するため整備促進を図ります。
- 歩行空間の整備等により、安心安全な道路整備を推進します。

④ 区画街路

- 安全な歩行空間の確保や通過交通の抑制等に配慮した道路整備を推進します。

⑤ 生活道路

- 地域住民にとって安心安全な道路空間を確保するため、狭あい道路の幅員確保や段差解消等を推進します。
- 建築行為等に伴う道路後退用地の取得を推進します。

(3) 道路等の維持管理の方針

- 舗装や橋梁の適切な点検と、その評価に基づく補修・補強を計画的に実施することにより長寿命化を図り、安全な道路を確保します。

(4) 渋滞対策の方針

- 関係者と連携しながら、踏切渋滞の解消のため、JR武豊線の連続立体交差化の推進や名鉄河和線の立体交差化の検討を進めます。
- 慢性的な交通渋滞のボトルネックとなる交差点等では、関係機関と連携しながら、交通需要の特性に応じた改良等を推進します。
- 交差点部に右折帯の設置を推進します。
- 渋滞対策事業の長期化が想定される場合は、1.5車幅右折帯等の暫定改良等により渋滞の緩和に努めます。

(5) 交通安全対策の方針

- 既存道路の幅員構成の再配分や路面標示の工夫による注意喚起等、早期に効果が現れる交通安全対策の実施に努めます。また、交通規制等のソフト対策の検討も行います。
- 通学路の歩道整備等、安全な歩行空間の確保に努めます。

(6) 公共交通等の方針

① 鉄道

- 鉄道事業者との協力により駅施設の耐震化を促進し、利用者の安全性の向上を図ります。
- 駅利用者の利便性向上のため、駅前広場の整備を推進します。

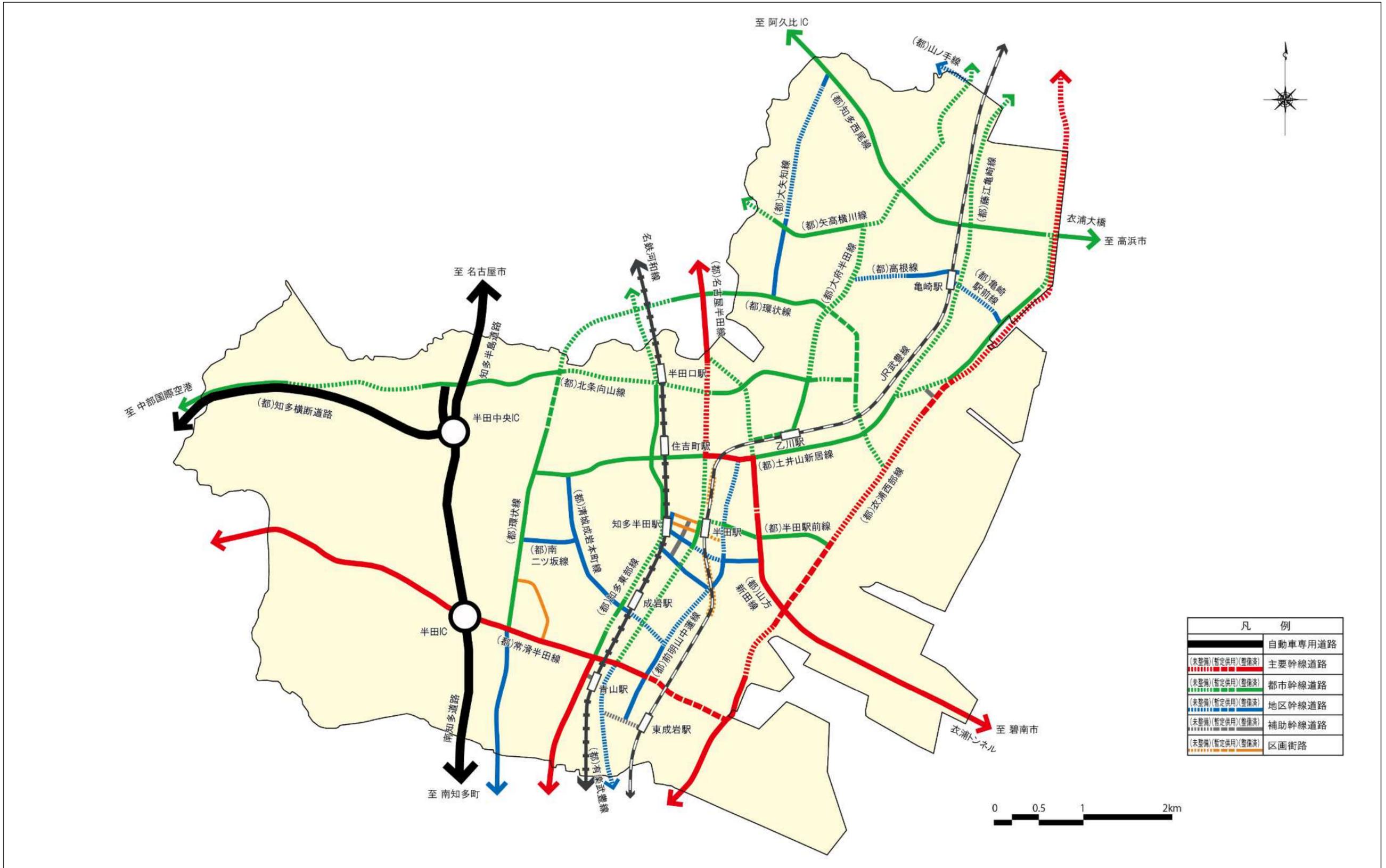
② バス等

- 交通事業者と連携し、中心拠点や地域拠点と居住地をつなぐバスネットワークの強化を図ります。
- 利用状況やニーズを踏まえ地域路線バスネットワークの改善を継続的に行うとともに、市民のニーズを反映した地域バス等を導入し、公共交通空白地域の解消を図ります。

③ 自転車

- 自転車通行の多い路線について、段差解消や走行スペースの確保により自転車利用の促進を図ります。
- 鉄道駅周辺や公共施設において、駐輪場の整備を推進します。

■道路整備の方針図



5-3 港湾



(1) 港湾整備の基本的な考え方

■公民連携により、港湾機能の充実及び施設の利用促進を図るとともに、環境に配慮した住民の憩いの場として親しまれる港づくりを推進します。

(2) 港湾整備の方針

- 新規ふ頭用地の整備や護岸施設、荷役施設等の港湾施設の老朽化対策により、衣浦港の利用促進を図ります。
- 水辺環境の改善や愛着を醸成するため、水辺の美化活動を促進します。

5-4 公園・緑地



(1) 公園・緑地の整備の基本的な考え方

■地域住民の憩いと安らぎの場となる公園・緑地は、住民参加型の手法や民間活用により、愛着を持って利用してもらえる施設として整備を推進します。

(2) 公園・緑地整備の方針

① 公園・緑地

- 誰もが愛着を持って安心・安全・快適に公園を利用できるよう、公園利用者の意向を取り入れた既設公園の整備を推進します。
- 地域住民が主体的に公園づくりに参加し、地域密着型の公園整備を進め、愛着を持って公園を利用してもらうとともに、協働による維持管理を推進します。
- 市街地における緑地について、身近な緑として保全を図ります。

② 緑化

- 公共施設の緑化を推進し、まちなみに調和した良好な景観形成に努めます。
- 生垣設置、保存樹木の助成等により、民有地の緑化を推進します。
- 住民が自ら行う緑化等について促進します。

5-5 河川・ため池



(1) 河川・ため池の整備の基本的な考え方

■ うるおいと安らぎを感じられる空間として整備します。

(2) 河川・ため池の整備方針

① 治水対策

- 集中豪雨による浸水被害を防ぐため、河川の改修を促進します。
- 河川への負荷を低減させるため、ため池の雨水貯留機能の向上を図ります。

② 利水対策

- 安定した農業用水の供給を図るため、ため池や用水施設の適切な維持管理に努めます。

③ 親水空間の整備

- 多様な生物の生息環境の保全に配慮しながら、うるおいと安らぎを感じられる親水空間の確保や、環境美化に努めます。

5-6 下水道



(1) 下水道の整備の基本的な考え方

■ 浸水被害の軽減及び快適な生活環境の実現を図ります。

(2) 下水道の整備方針

① 雨水施設

- 浸水被害を軽減するため、下水道施設、水路、調整池など、既存の排水施設能力を最大限に発揮できるよう計画的な雨水整備を推進します。
- 排水ポンプ場の浸水による機能停止を防ぐため、施設の耐水化を推進します。
- 雨水流出規制のため、透水性舗装や浸透ます等の設置を促進します。
- 地震時における雨水施設の機能確保のため、重要な幹線及び排水ポンプ場の耐震化を推進します。

② 汚水施設

- 海や河川等の公共用水域の水質改善及び快適な生活環境の実現を目指し、下水道への接続を促進します。
- 下水道事業の経営について、今後見込まれる人口減少や節水機器の普及等の厳しい状況に対応し、安定した下水道サービスを継続して提供するため、効率化や健全化を推進します。

- 地震時における汚水施設の機能確保のため、重要な幹線等の耐震化を推進します。
- 衣浦西部浄化センターにおいて、処理施設の建設費やランニングコストの削減を図るため、広域連携による共同汚泥処理を促進します。

③ 維持管理

- 既存施設の機能確保を図るため、適切な修繕・維持管理を行うとともに、老朽化した施設の計画的な改築・更新を推進します。

5-7 景観形成



(1) 景観形成の基本的な考え方

- 歴史的・文化的な資源を活用した景観形成を図ります。
- 生活景観や産業景観の創造・育成を図ります。
- 美しい水辺や緑豊かな自然の保全を図ります。

(2) 景観形成の方針

① 景観形成重点地区

- 地域住民と連携しながら、各地区の伝統や歴史的資源等を引き立てる優れた景観の保全・形成を図るための整備を推進します。
- 景観形成基準を満たした建築行為等に対し、その一部を助成することで、優れた景観の形成を促進します。

② 都市景観

- 歴史・文化・伝統や美しい水辺、豊かな緑を活かした景観形成を図ります。
- 住宅地では、周囲のまちなみや生活環境に配慮した景観形成を図ります。
- 商業地では、賑わいを創出し、人を引き寄せる魅力的な景観形成を図ります。
- 地域の祭りや伝統行事に配慮し、山車の曳き廻しが映えるまちなみの形成を図ります。
- 河川やため池、里山や農地等の自然風景を保全します。
- 工場の敷地周辺の緑化やまちから海を見渡した眺望に配慮し、緑や水辺によりうるおいを感じる景観を創出します。
- 臨海部の工業地では、道路等の公共空間に隣接する場所にゆとりを持たせ、圧迫感を感じさせないような施設配置を促進します。

5-8 都市防災



(1) 都市防災の基本的な考え方

- 災害時における施設の機能確保を図ります。
- 地域と連携した防災体制の強化を図ります。

(2) 都市防災の方針

① 防災機能の強化

- 大規模災害時の道路の寸断等を防止するため、緊急輸送道路の防災機能の充実を図ります。
- 避難所や応急避難場所等の防災機能の強化に努めます。
- 津波や高潮等の浸水リスクに対応するため、高台への備蓄施設の整備を推進します。
- 備蓄施設、受援施設、災害医療施設の相互連携を図るため、災害時の拠点としての一体的な整備を推進します。
- 土砂災害防止のため、災害の恐れのある箇所の区域指定を推進します。
- 地籍調査の推進等、事前防災対策や被災後の復旧・復興事業の迅速化に向けた取組を推進します。

② 施設の耐震化の推進

- 災害時における機能確保のため、ライフラインや公共施設等の耐震化を推進します。
- 緊急輸送道路や病院等の防災拠点施設へのアクセス道路を確保するため、機能の損失や低下を防ぐ対策を推進します。
- 緊急輸送道路の沿道では、地震時に倒壊の危険性のある建築物の耐震化を促進します。

③ 地域と連携した防災

- 災害時の物資支援や津波・高潮時の緊急的・一時的な避難場所の提供等について民間事業者との連携を図ります。
- 地元住民や事業者により実施される防災訓練等の防災活動を推進します。
- 速やかな避難を促すため、ハザードマップを作成し、市民への周知を図ります。

5-9 防犯



(1) 防犯の基本的な考え方

■犯罪抑止のため、防犯対策を実施します。

(2) 防犯の方針

- 自治区による防犯カメラの設置や地域の防犯活動を支援するとともに、防犯灯の整備を推進し防犯環境の強化を図ります。
- 住宅の侵入盗や高齢者に対する特殊詐欺等の犯罪防止のため、警察等の関係機関と連携を図ります。

5-10 都市環境



(1) 都市環境の基本的な考え方

■市民、事業者及び行政が連携して環境負荷の少ない都市づくりを推進します。

(2) 都市環境の方針

- 地球温暖化の主な原因とされるCO₂排出量を削減し、安全で快適な環境を維持するため、都市機能の集積にあわせた公共交通の利用促進や、エネルギー利用の効率化、緑化の推進・保全に取り組み、持続可能な脱炭素型都市づくりを推進します。
- 市内で盛んに営まれている畜産の振興を今後も進める中で、施設から発生する臭気を定期的に測定し、住宅地に流れ込む臭気の低減に取り組みます。

5-11 その他の都市施設



(1) その他の都市施設の基本的な考え方

■公益性、広域性、恒久性の高い施設は、周辺都市と調整しながら施設配置を検討します。

(2) その他の都市施設の整備の方針

- 病院や供給処理施設等については、広域における検討状況を踏まえ、必要に応じた施設設置を検討します。